

令和7年12月11日

国土交通省 航空局長 宮澤 康一 殿

## 航空分野における費用対効果分析に関する意見

現在、国土交通省では、「航空分野における費用対効果分析に関する検討委員会」を設置し、急激なインバウンド需要の増加等による社会情勢の変化やニーズに対応すべく、多角的な視点で検討を行っていると承知しております。

本県においても、インバウンド需要の増加等を踏まえ、山形空港、庄内空港のそれぞれで、地域の関係者や有識者等で構成する「空港機能強化検討会議」を設置し、地域において空港が果たすべき役割とそのために必要となる空港の機能強化等について議論を行っているところですが、一般論として、交通インフラについては、限定的な便益による費用便益分析の結果に偏重した事業評価となっており、地方における交通インフラ整備の効果が過小評価される傾向にあるのではないかと考えております。このため、今後は、空港整備に係る費用対効果分析についても検討を深めていく考えです。

つきましては、費用対効果分析に関する、現時点における本県の意見を下記のとおり提出させていただきますので、ご配慮いただけますようお願ひいたします。なお、今後の「空港機能強化検討会議」の議論等を踏まえ、必要に応じて、改めて意見を提出させていただく場合もございますので、併せてご留意いただきますようお願ひいたします。

### 記

#### 1. 費用便益分析の対象となる便益の拡大

- 滑走路の必要延長は、気象条件や航空機の性能、航空会社各社の運航基準など様々な条件で異なることを、費用便益分析において考慮することを明確にすること
- 「定時性の向上・就航率の向上」のうち、空港の信頼性が向上し鉄道等からの利用転換等による需要の増加が見込まれる場合の便益について、費用便益分析の対象とするための計測手法を確立すること

#### 2. 定量的評価・定性的評価の拡大及び重視

- 費用対効果分析において行う定量的評価及び定性的評価について、以下の効果を評価対象とするなど評価項目を拡大するとともに、新規採択時評価において費用便益分析と同等に重視することを明確にすること
  - ・ 滑走路延長による災害時の輸送能力の増大など、防災拠点としての機能向上に関する効果
  - ・ 地方への誘客拡大に伴う都市圏のオーバーツーリズム抑制による効果

#### 3. 地方空港整備特別事業の採択要件の明確化

- 空港法附則第7条第1項及び第2項に基づく同事業の新規採択時評価について、一般の空港整備事業と区分し、同事業の目的に応じた評価項目や評価の基準を設けるなど、採択要件を明確にすること

山形県知事 吉村 美栄子